

<b>Title</b>	フランス重商主義の特異性
<b>Author(s)</b>	鈴木, 真実哉
<b>Citation</b>	聖学院大学論叢,20(2) : 39-58
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=32">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=32</a>
<b>Rights</b>	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

# フランス重商主義の特異性

鈴木 真実哉

## The Uniqueness of French Mercantilism

Mamiya SUZUKI

In practice and theory, French mercantilism had its own uniqueness which was different from one in any other European country. It has been altering with various prime ministers in France and their policies. Especially, Richelieu and Colbert mared French mercantilism.

---

**Key words:** コルベルティスム, クリソエドニスム, フランス経済の相対的後進性, 貿易差額主義, リシュリユー

### <目次>

- 「フランス重商主義の特異性」 (5) コルベールの登場
- 第1章 フランス重商主義の時代区分 2. コルベールの政策
1. フランス重商主義通史における時代区分 3. コルベール政策の基礎
2. フランス重商主義の形成期 第3章 思想としてのコルベルティスム
3. 16世紀後半におけるフランス経済の後進性 1. クリソエドニスム  
の諸原因 2. 貿易差額主義
4. まとめ 3. 経済的自給主義
- 第2章 政策としてのコルベルティスム 4. 商業の自由の主張
1. コルベルティスムの絶頂期までと解体期 5. 経済分析論の芽生え
- (1) 16世紀フランスの経済問題 a. 貨幣数量説の芽生え
- (2) 17世紀前半フランスの経済問題 b. 価値論の芽生え
- (3) リシュリユーの登場 c. 重農主義の予告
- (4) マザランの登場

## 「フランス重商主義の特異性」

### 第1章 フランス重商主義の時代区分

#### 1. フランス重商主義通史研究における一般的時代区分

フランス重商主義の政策および理論に関する通史は、決して多くないが<sup>(1)</sup>、一般的には、①コルベール以前、②コルベールの時期、③コルベール以後、の三つの時期に区分するのが普通である。たとえば、ルネ・ゴナールがその『経済学説史』<sup>(2)</sup> 第四章「フランス重商主義」において、16世紀から17世紀前半までを、Periode precolbertiste、ルイ14世の治下でコルベールが実力をふるった1661～1683年の間を、Periode colbertiste、それ以降おおよそ重農主義時代に至るまでを、Periode post-colbertiste、と分けている。また、C.W. コールがフランス重商主義に関する三部作<sup>(3)</sup>においても同様の時代区分をしている。要するに、フランス重商主義をコルベルティスム (Colbertisme) としてとらえ、その形成期、絶頂期、解体期に分けて取り上げようとしているのである。

ところで、イギリスの市民革命による体制変革期は、ちょうどこのコルベール主義の絶頂期に符号する。しかし、イギリスの市民革命後の経済政策ならびに理論こそ固有の重商主義であるとするのが、わが国における一般的な考え方からすると、スミスが重商主義批判の箇所では取り上げているコルベール主義は重商主義に入らないことになってしまう。だが、コルベール以前と以後のフランス重商主義と、市民革命以前と以後のイギリス重商主義は無関係ではない。アダム・スミスが『国富論』第四篇においてトーマス・マン (T. Mun) と共にコルベールの名をあげて重商主義批判を行っている点は、重要な事実として指摘しておかなくてはならない。ただ、ここでは両国の重商主義の共通性ではなく、フランス重商主義の特殊性について考察していく。

#### 2. フランス重商主義の形成期

フランス重商主義の特殊性は、仏・英両国の経済構造・社会構造、ひいては当時として強くこれらを規定する政治形態の特殊性との関連において考察されるべきであろう。ネフ (J.V.Nef) の小冊子は<sup>(4)</sup>、この点で参考の価値がある。この小冊子においては、仏・英両国の絶対王制期の重商主義を問題としており、そこでは、イギリスにおいて中世からうけつがれた貫習と政治機構それ自体が、フランスにおけるほどの強力な絶対王権の伸長を妨げたという解釈をしている。しかし、この小冊子が考察対象としている1540年から1640年までの1世紀の全期間にわたってフランス絶対王制がイギリス以上に強固であったかどうかは、大いに議論のあるところである。16世紀初頭以来めばえ始めた絶対主義が、むしろ、この世紀後半には後退したと考えるのが一般的ではないだろうか。

フランス絶対主義期の時代区分は次のようになるであろう。

第1期 (1483～1515年)

シャルル8世 (1483～1498年), ルイ12世 (1498～1515年) の「家父長的あるいは制限的絶対主義」  
(absolutisme paternel ou fempere)

第2期 (1515年～1547年)

フランシス1世 (1515～1547年) アンリ2世 (1547～1559年) の「承認された絶対主義」  
(absolutisme accepte)

第3期 (1559～1598年)

フランシス2世 (1559～1560年), シャルル9世 (1560～1574年), アンリ3世 (1574～1589年)  
の「絶対主義の後退」<sup>(5)</sup>

宗教戦争 (1562～1598年) は第3期に含まれる。この第3期以降のアンリ4世 (1589～1610年) の時代こそが、フランス絶対王制の再生・確立の時代なのである。つまり、16世紀のフランスにおいては、包括的な重商主義は現われるべくもないのである。

とはいうものの、とりわけ16世紀フランスのこの第3期は、政治的にも経済的にも重要な問題を含んでおり、その語のフランス経済を理解することにおいて無視できない重要性をもっている。名分の上ではプロテスタントとカトリックという宗教的信条の差異から戦わされた宗教戦争は、ユグノー派 (Hugue-nots), カトリック同盟派 (Ligues), 王統派 (Royalistes) という相対立する党派を生み出したが、これは時に応じて、絶対王制に加担し、ときにそれに反対するという態度をとる。暴君反抗権 (Vindicia contra tyranos) や反君主論 (Monarchomachie) を生み出すのも、こうした事情の下においてなのであり、すべては絶対主義の後退を余儀なくするものである。アンリ4世の即位、宗教戦争の終結も、妥協的な、寛容の精神に立つポリティク派 (Poritiques) 的な打解策によってはじめて可能となったのである。

こうした宗教戦争がフランス経済にどのような影響を及ぼしたかについては、また、より詳細な経済史的研究が必要であろう。この第3期の間にも、数次の三部会 (あるいは全身分会議 Etats generaux) や名士会 (Assemblees notables) が召集されている<sup>(6)</sup>。

これらの三部会および名士会において、後のフランス重商主義政策に結集されていくものが断片的に提案・決定されていることは、法令集、会議の議事録などから確認される。ただし、それらが繰り返し提案され、決議されているということは、はたして、それらがどれだけ実行されたのかは大いに疑問とされなければならないということになるであろう。とくに、宗教戦争の時期には、戦費を含む王室財政源の確保の見返りとした王室側の譲歩策にすぎなかったと見ることもできるのである。

### 3. 16世紀後半におけるフランス経済の後進性の諸原因

16世紀後半のフランス経済の発展を遅らせた原因として、次の5つの点が挙げられよう。

- ① 経済発展に重要な促進効果をもつはずの価格革命の時期に、たとえたびたびの和平によって断続的であったにせよ、長期の宗教戦争がフランスの経済発展を妨げた。
- ② 17世紀に至るまで解決されなかった行政地区の不統一（つまりは絶対王制の不徹底）があった。具体的には、①イル・ド・フランス（Ile de France）を中心として地理的にも行政的にも一つの経済圏を形成する「Cing Grosse Fermes」と呼ばれる地域、②地方身分会議（Etats Particuliers）をもち、租税、軍備に関して王権に対する発言権をもち、後まで徴税区としてのélectionをもっていた「Pays d'election」と呼ばれる南部諸地域、③王権の影響力が弱い「Pays d'Etats」と呼ばれるその他の地域、などの存在が行政地区の不統一を示している。これらの三つの地域は相互に、生産物の取引に対して関税を課し、あるいは、その間の移出入の制限・禁止さえ実施したのであって、これは国内市場圏あるいは国民経済の発達を阻害するものであった。
- ③ 外国貿易、とくに遠隔地貿易・植民地貿易競争に立ち遅れた。
- ④ jurande 規制強化のための法令は一時は死文に等しく、即効性はなかったにしても、これを一つの手段として絶対主義王制の確立を促進させようとするその後の政策は、結局のところ、生産方法の改善と大規模企業の成立を阻害することになった。
- ⑤ 価格革命は、旧貴族（武家貴族 noblesse d'epee）の没落と新貴族（法官貴族 noblesse de robe）の台頭をもたらしたが、17世紀初頭のフランス官僚制度をつくり上げることになる、富裕な土地所有者および商人層からの官職者（officiers）の登用、しかもそれが売官制度によるものが多かったところが、その後のフランス経済に悪い影響を及ぼすのであった。フランスにおいて行政が王によって任命された有給の官職者によって行われたということは、イギリスにおける行政の大部分が無給の治安判事その他によって行われ、その結果これらの官職者は自己の利益を主として国王の利益を従にしたのに対して、国王利益のために献身する、という利点はあった。この点では、絶対主義の確立にとっては最適の方法であったといえる。しかし、他面においては、次のような欠陥が生じた。商・工業階層は価格革命によって有利な刺戟をうけ、それとともに金融業者および商・工業者の台頭が見られ、それによって貴族、土地所有者、新興階級（nouveaux riches）の間に激しい政治的・経済的交替が起こった。しかし、フランスでは、新興階級はいちど資産を手に入れると、土地を獲得し、官職を買い入れて上層階級に成り上がろうとする。イギリスやオランダでは、商人、製造業者、金融業者はいちど資産を手に入れると、これを事業に投資し、子孫のために企業の発展によってその経済的地位を高めてやろうとする。これに対して、フランスでは、官職購入に投じられ、そこから年金を得ようとする。これがフランス産業の沈滞の原因であり、冒険精神・企業家精神にかわり、年金あるいは金利生

## フランス重商主義の特異性

活者 (rentiers) への性向を生み出させることになってしまった<sup>(7)</sup>。

後のフランス重商主義の産業保護育成政策が、企業家のイニシアティブによるよりも国家資本の力による国立製造業 (manufacture d'Etat) や王位製造業 (manufacture royales) に傾斜しなければならなかった大きな理由の一つは、ここにもあったのである。

### 4. ま と め

以上のように、16世紀から17世紀以降、フランス絶対王制の確立期に包括的に推進された、フランス重商主義すなわちコルベルティスムの特徴を規定する特殊性を挙げたが、その他にも、フランス北部、南部というような地理的、風土的な、そして多分に因襲的な耕作方法の差異——後に重要な問題となる大農法と小農法の差異——をもたらすようなものもつけ加えられるであろう。しかし、16世紀後半に後退を余儀なくされたフランス絶対主義が直面しなければならなかった思想的な政策的諸問題は、その後のフランス重商主義の性格に消し難い影響を及ぼしたといわなければならない。

このような理由から生じるイギリス・オランダに対するフランス経済の相対的後進性は否定できない。しかし、過去においては、農・工・商業におけるフランスは、ヨーロッパの他のどの国よりもすぐれており、十分に自給自足が可能であったことに、当時のフランス人は抜き難い自負心があった。ここに、フランス経済の後進性を規定する諸要因があったにもかかわらず、あるいはむしろそれ故に、強力な重商主義政策を実施しようとした理由があったのである。一方において絶対主義体制という枠組を強固にし、その内実としての経済力の充実を目指すところに、重商主義政策の意味があったわけだが、「一つの信仰、一人の王、一つの法 (Une foi, Un roi, Une loi)」を基本原理とする絶対主義の政治体制の確立を優先させ、対外的にそれを誇示しようとしたところに、やがてその内容を満たすべき重商主義政策の破綻と、それに対する批判が生まれたのである。

## 第 2 章 政策としてのコルベルティスム

### 1. コルベルティスムの絶頂期まで

#### (1) 16世紀フランスの経済問題

フランス16世紀は二つに大別される。前半は、経済が比較的安定しつつ成長し、「経済のルネッサンス期」と呼ばれた時代であるが、後半は、1562年以降の宗教戦争によって政治的・経済的に荒廃・後退した時代であった。この時期に、後の理論の発展にとって重要な意味をもつ二つの問題に関する議論が現れる。一つは物価騰貴に関する議論であり、もう一つは外国貿易に対する規制と自由に関する議論である。

物価騰貴はすでに16世紀前半から問題になり始めていた。たとえば、小麦価格は、1550年代には75%騰貴した。それが1570~80年代には3倍に、16世紀末には5倍に騰貴した。当然のこととして、

その結果は商工業に利益を与えたが、他方で、定額所得者（貴族、地主、官職者等）には不利に作用した。年金、地代、報酬は、物価騰貴に比例して増加せず、実質所得が減少したのである。王室財政もまた損害をこうむった。支配階級に不利な結果をもたらした物価騰貴は大きな問題となった。アメリカ大陸からの金・銀の流入は、ヨーロッパ大陸における貨幣量の増大をもたらし、物価を騰貴させた。フランスの場合は16世紀から始まったといわれるが、物価騰貴の原因が、貨幣改鑄によるのか、あるいは貨幣量の増加によるのか、というのがマレトロワ（Malestroict）とボダン（Jean Bodin）の間の論争点であり、それがその後の論者を二つの陣営に分離した。これは理論的・分析的側面の芽生えである。

一方、外国貿易の規制か自由かの論議であるが、この点でもボダンは重要な役割を演じている。この点に関するボダンの立場を判定するには、当時の政治論の中心問題であった国家形態論に関するボダンの見解、そしてこれとからみあう『気候風土論』を考察する必要がある。これは後の国際分業論の論拠ともなりうるものであるが、彼の見解が外国貿易の自由に関するボダン学派を形成するものであるかどうか、また、ボダンの外国貿易の制限・禁止の主張ともとれる叙述をどのように理解するか、といった問題が残っている。

## (2) 17世紀フランス前半の経済問題

17世紀フランス経済は、ほぼ二つの時期に分けて考えられる。前期は、1590～1660年、つまりアンリ4世の時代からルイ14世治下の初期までで、後期はそれ以後である。

アンリ4世の治世までのフランスには、とりわけマレトロワやボダン以降、かなりの経済論の論稿がでていいる。しかし、そこから直接的にフランス重商主義の特質をとらえるような論稿は少ない。けれども、こうした時期に、とりわけ宗教戦争の下で困難な経済問題に直面しなければならなかった時期に、この問題に対する対策の議論がなかったはずはない。事実、前述の三部会や名士会において、各身分の間で活発な議論が行なわれた。その内容を知る資料として、次の法令集が有効である。「Isambert, Jourdan, Decrusy, Recueil général des anciennes lois françaises depuis Van 420 jusqu'à la révolution de 1789. 29 vols., 1821～33.」である。

なお、17世紀フランスにおいて、アンリ4世、ルイ13世、ルイ13世治下のコルベール（J.B.Colbert）の時期まで、それぞれの国王の下、次のような経済政策の強力な推進者がいる。

- アンリ4世（1589～1610）—— シュリー（Sully）、ラフーマ（Laffemas）
- ルイ13世（1610～1642）—— リシュリユー（Richelieu）
- ルイ14世（1642～1715）—— マザラン（Mazarin）、コルベール

1610～1624年の間には、フランス旧制度（ancien régime）最後の三部会が召集され、そこに聖職者階層の1代表として参加したりシュリユーが、それを足場にして、中枢にのし上がるようになった。

以上の区分はあくまでも便宜的な目安にすぎないが、それぞれ国王とその政策の実際の推進者の

考えが生み出した背景（それぞれの論稿および法令）との関連を、あわせて考慮に入れることは必要かつ有意なことである。

フランス経済は、16世紀後半の宗教戦争によって荒廃したが、都市と農村の荒廃は、商業、工業、農業に困難をもたらした。製造業もまた大きな損害をうけたが、その多くがプロテスタントであった新興階級としての工匠および商人は迫害を避けて、ドイツ、スイス、ネーデルランド、イギリスに逃れたことも、その衰退の原因であった。モンクレティアンが『政治経済論』<sup>(8)</sup>において、イギリスのハンプトン・コートでは、工匠のほとんどはフランス語を話す者だけである、と述べていることなどは、この事実を証明するものとして、よく引用されている。さらに、物価騰貴、外国商品の席卷、すべてが当時のフランス経済の苦境を示すものであった。

16世紀後半のフランスの経済法令を考察すると、断片的ではあるが、金銀貨幣の持ち出しの禁止、その原因である外国商品（とくに絹織物、金銀糸織物など）の輸入禁止、奢侈品の使用禁止、貧困者・失業者の就業対策などなど、17世紀以降に強力に実施されようとする主張が、くり返し登場している。

アンリ4世の時代以降、いよいよフランスは絶対主義の確立期に入るわけだが、まず国家体制をおびやかしている宗教的紛争の一応の打解（1598年の「ナントの勅令 édit de Nantes」の公布）を策した。それでも、戦争によって逼迫した王室財政の建直しと、産業の再建が、当面の最も重要な課題として存在していた。1596年10月にルアンにおいて開かれた名士会において、国力回復のための方策が中心問題として討議された。それは農業の再建と商・工業の再建であった。それ以後、アンリ4世による再建のための重商主義政策は、以前においては断片的に行なわれていたものから、はじめてより総合的に実施されるものとなっていった。財政の改革、それに結びつく財源確保の一手段でもある同職組合の全国的確立、国内産業と諸製造業・農業の再建が並行的に追求されたのである。こうしたアンリ4世の再建政策の推進に、それぞれ重要な役割を果たした人物が、ともにユグノーであったシュリー、セール（Serres）、ラフーマであった

シュリーは主に農業再建を主張し、しばしば重農主義の先駆者とされることがある。セールは農学者として貢献し、ラフーマは商工業の再建に力点をおいた。この点で、シュリーは「農業主義的重商主義者」、ラフーマは「工業主義的重商主義者」として互いに対立するものとされる。しかし、ラフーマは決して農業を軽視したわけではなく、シュリーに対してそれほどの対抗意識をもっていなかった。農業が王政の財政収入源の最も重要なものであった当時としては、これは当然のことであった。

コルベルティズムの形成にとって重要なのは、「約30年このかたフランス人民にしのみこみ、しのび足で通り過ぎて、国を破滅させるいく多の弊害と諸独占の原因」（1596年）、「この王国に製造業と作品を備え、この国に損失を与え、かつ破滅させる絹織物およびその他の財貨の流布を断ち切るための一般的準則」（1597年）、「この国を栄えさせるための財宝と富ならびに外国との取引に



よってフランス人が破滅していく真因を証明する」(1597年)、といったラフーマの諸論稿である。こうした諸論稿の表題からただちにうかがえるように、これらは彼以前の断片的な主張と関連している。その後、ラフーマは、これらの諸論考からさらに主張を広げていく。アンリ4世が彼のために新設した「商務総監」に就任し(1602年)、さらに「この王国における商業の再建ならびにあらゆる外国の製造業を新しく設立するための、国王諮問委員会」(いわゆる「商業委員会」)の統轄として、彼の政策推進の努力は続けられた。ラフーマは、コルベール以前のコルベール主義とみなされるのである。

1610年5月14日パリ街頭において、アンリ4世が狂言者ラベイセックによって暗殺された時、これら3人の政策推進者としての役割は終わった。1624年になるとリシュリユーの登場となるわけであるが、その前にアンリ4世の死からリシュリユー登場に至るまでの動向をうかがうのに重要な若干の資料がある。1つは、1614年の三部会への提案書といわれている匿名の小冊子「国王への意見書。王国の奢侈を追放し、王国に多数の製造業を設立し、貨幣の持ち出しを禁止し、毎年持ち出されている約5~700万の金を王国内にとどまらせ、それだけ各国の力を弱めるための、諸々の手段について。海上の軍備にあてられ、多数の貴族と勇敢な人々を用い、内戦を避け、偉大な前進と征覇をなし、要約すればフランスをこれまでであった最も強大で恐るべき王国たらしめるために、毎年確実な基金をつくるための諸々の手段について。すべてを神の栄光と財政を減らすことも、負担を重くすることもなくて、国王の偉大を達成するために。すべての臣民に重い負担を課することなく、逆に負担を大いに軽減し、それらの一般的幸福のために。」(1614年)である。この30ページにも満たない小冊子の表題からだけで、三部会の重要問題が何であったかが明らかである。それはまたラフーマの努力によってもなお十分な成果をあげえなかったことを示している。リシュリユーの時代になっても、同じような表題、したがって提案を示す論稿がでてくる。

他には、Antoyne de Montcherétien, *Traicté d'oeconomie politique*, 1615 と Scipion de Gramont, *Le denier royal, traicté curieux de l'or et de l'argent*, 1620 がある。前者は、その著書にはじめて「*économie plitique*」と表題をつけたということで、経済学史の教科書にとりあげられる。また、ボダン、シュリー、ラフーマの著書の文節をそのまま使用しているが、16世紀以来、断片的にしか実施されず、言及もされなかった重商主義を、彼なりの理論的な基礎の上に終括的に示そうとした点で、画期的な文献であるといえる。とくに、その中で海軍の問題が総合的政策の一部としてとりあげられているのは注目に値する。リシュリユーが彼の設立した学校で、この著書を教科書として使用するように命じたといわれている。

後者は、マレトロワとボダンの物価騰貴の原因に関する論争に深く立ち入り、ボダン流の貨幣数量説の萌芽的な主張を展開しているものとして、そして何よりも、きわめて明確な主観価値論を展開しているものとして注目すべきであろう。

### (3) リシュリユーの登場

17世紀フランスにおいて、アンリ4世の死後、ルイ13世（1610-1643）、ルイ14世（1643-1715）と続き、その政策推進者として、リシュリユー、マザラン、コルベールと変わっていった。

リシュリユーの宰相（Premier ministre）としての在任中（1624-1642）の目標は、政治的には従来の官僚機構の整理、三部会の廃止（1614年以来フランスにおいては、大革命まで召集されず）に示される絶対主義の確立、この時期に再発する政治的抗争の解決、経済的には国内産業の育成と対外商業の伸長であり、なかでも、世界商業において、スペイン、オランダ、イギリスに比較して後進的であったフランスの割り込みが、リシュリユーの最大の関心事であった。すなわち、リシュリユーは国内問題よりも、対外政策と戦争に、その注意を集中したのである。

フランスにおいて、アンリ4世の治世下の17世紀初頭から、国力充実の方策として、特許会社の設立によってイギリス、オランダに対抗しようとする気運はあった。しかし、アンリ4世の急逝によってこの計画は実現せずに終わった。1610~1624年は、モンクレティアンを中心に、植民地ならびに外国貿易計画が発芽・開花した時代であったが、その中で注目すべきは、商務総監としてラフマの後を継いだデュ・ノワイエ（du Noyer）の王立の外国貿易会社の設設計画であろう。それは、はじめにおいては「エルサレムの聖地のフランス王立会社」から、その後「遠洋航路の航海ならびに商業の王立会社」へとその目標を外国貿易への進出に拡大していった「王立会社」の設設計画であった。しかし、この計画は実現していない。

けれども、前述の『法令集』の中に、「カーディナル・リシュリユーのための海軍ならびに海運総監の役職創設の勅状」（1628年10月）があり、これは、外国貿易・海軍そしてそれを護るための海軍力の維持・増強を目的とするものであると規定されている。リシュリユーの対外商業政策、すなわち特権外国貿易会社の設設計画はそれに結びつくものであった。「モルビアン会社（Compagnie du Morbihan）」の設設計画（1626年）、カナダ開発のための「新フランス会社（Compagnie de la Nouvelle-France）」の設設計画（1628年）、「サン・クリストフ会社（Compagnie de Saint-Christophe）」、「アメリカ諸島会社（Compagnie des isles de l'Amérique）」（1642年）などがそれを示している。

17世紀においては、イギリスに対するフランスの経済的後進性は明かになった。それでも、アンリ4世の諸政策は、フランス経済の再建に、徐々ではありながら効果的であった。1620年代の商工業の一時的停滞はあったにせよ、その後、生産力は増大していったのである。しかし、リシュリユーによる、対外的には新しい政治機構を成立させることによって知事制（Intendants）を中心とする旧来の機構を圧縮し、対外的にはフランスの立ち遅れを回復しようとする特権貿易会社、植民地の設立・設定の努力と、それを支えるための戦力の培養と行使は、種々の矛盾を露呈することになった。たとえば、新しい意味での新旧階層の対立や、租税の増徴による不満の爆発などである。

#### (4) マザランの登場

リシュリユーの死と共に政権はマザランの手に移る（1642～1661年）。この時期は、すでにその萌芽が醸成されていた不満の爆発としての「フロンドの反乱」（1648～1653年）を中にはさんで、商業、工業、経済発展という点から見れば、停滞と退歩の時代であった。この時代にとくに問題となったのが、フランスの外国貿易衰退の原因である。その原因の一つとして、売官制度の結果として、富裕な家庭の子弟が実業にしたがらないことが挙げられることがあるが、これは、イギリスに対するフランスの後進性の原因ともされている。しかし、当時のフランスにおいて、商業は十分に誇るに足る職業であったと思われる<sup>(9)</sup>。

それよりも、フランスの外国貿易の沈滞の原因は、フランスに対する他国の差別政策にあったのではないだろうか。当時の論調として、諸外国がフランス人に対して差別的取り扱いをしているにもかかわらず、フランスの外国人に対する差別のない取り扱いを改め、「目には目を、歯には歯を」の政策を推進すべきである、というものがあつた。外国貿易は国富増進のためのものであり、Levant 貿易には、金銀を流出させるものとして否定的な見解が小さからずあつたようである。

#### (5) コルベールの登場

コルベールは、マザランの推薦によってルイ14世（1661～1683年）の政策推進者として参加するわけだが、ここからフランス重商主義としてのコルベルティスム（Colbertisme）の絶頂期に入る。彼の個々の政策についてみれば、それらはフランスにとって新しいものではなく、すでにシュリー、ラフーマ、リシュリユーらによって実施された諸政策の総合であり、その徹底であつた。

コルベールは、アダム・スミスによって、国内製造業の保護育成、対外貿易促進のための interventionist の典型として批判された。それはまさに王立・国立および特権製造業の保護育成政策にかかわることであつた。しかし、コルベールが農業にまったく関心がなかつたわけではない。コルベールにおいて、農業は、最も重要な徴税の源泉であり、国内製造業のための原料の供給源であり、国内消費対外貿易の需要品目としての穀物をはじめとする産出物の供給源であつた。ただし、コルベールの場合、農業政策は、どちらかといえば工業を成長させ、輸出を増大させるための政策として取りあげられがちであつた。すなわち、農業政策は、工業や貿易を促進させるために、農産物、とくに穀物の低価格政策という形をとってあらわれた。さらに、不公平な租税負担が農民に加重された。

それでも、この政策が内包していた破綻はコルベールの在任中においては、彼の力量によって表面化しなかつたようにみえる。1683年のコルベールの死と共にその破綻は表面化しはじめる。1685年の「ナントの勅令」の廃止は、再び新教徒の迫害へとかりたてた。これによって資本と商工業者のフランス国外への逃避が生じ、17世紀初頭以降、徐々に培われた商工業の基礎が損われた。他方、農産物、とくに穀物価格は下落し、過重な課税負担も加わって、当時としては天候その他の自然条件にも原因があつたにせよ、1692～1696年、1698～1699年、1708～1710年と、農業危機が相ついで

起こっているのである。

コルベールの死後間もなく出てくるこうした危機の原因は様々であるが、どれか一つだけが決定的であったというより、商業の不振、貨幣の不足、税制の混乱、過重な租税、農業の疲弊など総合的な結果として、危機が生じたとみるべきであろう。これらが、アンシャン・レジームの政治体制、経済体制への批判へとつながっていったのである<sup>10)</sup>。

歴史的にみて、フランスの17世紀は、単に1600年代というような時代区分ではなく、むしろ、実質的にはルイ14世の治世下（コルベールの死後に生じた破綻とその解決にかかわる「ジョン・ロー・システム」の実施とその破綻を含む）までであり、それ以後を18世紀として区分するのが妥当かもしれない。

ジョン・ロー・システムは、コルベールの死後における政策破綻の解決策として登場するのであるが、それは農業危機、商工業の後退に対する対策ではなく、そこでは、物価下落に対する対策が当面の問題とされた。なぜなら、物価下落は、農・工・商業者の所得と購買力の減少をもたらし、それがひいては、間接税として消費税に頼る割合が多くなっていた王室の財政収入の減少をもたらしたからである。

16世紀の物価騰貴の原因が貨幣量の増加の結果であるという経験は、逆に、物価下落への対策に利用すれば、それは貨幣不足への対策となるであろう。その結果とられた対策がエキュー貨（écu）の名目価値の引き上げであった。さらに、貴金属、銀器の所持者に対して、それを造幣廠に持参させ、鑄貨に鑄造して、貨幣の不足を補うという方法も採用された。1701年のBillets de monnaie（造幣廠に持参され、金銀と交換に交付された預り証券）の発行、そしてついに紙幣（Billets royaux）の発行、つまりジョン・ロー・システムへと進んでいったのである。投機ブームと破局的な物価騰貴をもたらしたジョン・ロー・システム（1716-1720年）は、1720年に失敗し、1721-1726年のドダン（Dodun）のデフレ政策が登場することになる<sup>11)</sup>。

## 2. コルベールの政策

コルベール（Jean Batiste Colbert, 1619-1683年）がルイ14世の治下に財務総監（Contrôleur général des Finances）として1665年に登用されるまでには、リシュリユーの遺言によってルイ13世が登用し、ルイ14世（実際はその摂政である母后 Anne d'Autriche）に引き継がれたイタリア生まれのマザランがいる。しかし、マザランの時代は外国との戦争と内乱（フロンドの乱）に忙殺されただけで、フランスの沈滞というよりはむしろ退歩の時代であった。このマザランの後を受け継いで、フランス絶対王政の最盛期をもたらしたのがコルベールであった。

重商主義は、ときにはコルベールの名をとってコルベルティズム（Colbertism）と呼ばれるが、この呼称はフランスばかりでなく、当時のヨーロッパ先進諸国の経済政策、および経済理論をも指している。すなわち、重商主義の別名とさえいえるわけである。

コルベールを重商主義の代表者とする考え方は、早くもアダム・スミスに見られる。スミスは、『諸国民の富』の第4篇第9章において、「ルイ14世の有名な大臣であったコルベール氏は実直で非常に勤勉で細大の事務に精通した人……（中略）であった。不幸にもこの大臣はマーカントイル・システム（重商主義）のあらゆる謬見をいだいていたのであった。」といて、次のような点を挙げている。①各人に平等、自由、正義の自由主義の原則を許さず、産業と商業に規制を加えようとした。②しかも特殊な産業部門に特権を与え、他のものに抑制を加えた。③農村の産業よりも都会の産業を奨励したばかりでなく、農村の産業に打撃を与えさせた。④都市の住民のための食糧を安くするため、製造業と外国貿易を奨励するため穀物の輸出をまったく禁止した。⑤この穀物輸出禁止は、旧来の国内穀物輸送の制限、耕作者に対する恣意的な重税と結びついて、農業を阻害し、その生産力を異常に低下させてしまった<sup>12)</sup>。さらに別のところで⑥自国の製造品を保護するために、それと競争的な外国品の輸入を禁止しようとするのがコルベール氏の政策の大部分であったとして、コルベール時代の1667年の「関税法」に言及している<sup>13)</sup>。

アダム・スミスの以上の言及は、コルベールのいわゆる重商主義政策の概要を余すことなくとらえているといえることができる。ところでこの政策は、16世紀以来、個々に努力されてきたものの総合といえるものであった。工業と商業に対する保護政策と統制政策は、クリソエドニスティクな意図が前面にうち出されて、外国からの奢侈品の輸入を防ぐために、国内に工業と商業を育成することに努力が集中されたし、成功はしなかったけれども、全国的に宣誓組合を設立しようとしたラフーマまでの施策にはそれが見られる。ところが、モンクレティアンやリシュリユーに現われたところでは、保護と規制の政策の土台には外国に対する敵対意識が露骨に出てくるし、それとともに外国市場の獲得のための政策が強調され、実施されようとした。モンクレティアンの外国商業と海運に関する主張がそれにあたるし、リシュリユーの地中海貿易（レヴァント貿易）政策、海外貿易会社の設立、海外植民地の設定の努力がそれである。

コルベールの行政上の最初の関心は、税制改革とフウケ（Fouquet）の訴訟に向けられたが、その後、逐次、工業、商業、海運に向けられている。スミスのいうとおり、コルベールの工業政策は製造業の保護育成政策であり、それは先にも述べた王立製造業、国立製造業、特権製造業の設立を中心としたのであった。この政策には当然、これら育成製造業への特権賦与と自生的な産業に対する排他性を含む。同時に、同職組合を全国的に設立しようとする1666年以降、とくに1667年の「産業統制立法」は、自生的な農村工業をもその枠内に入れようとする点で、農村の製造業に打撃を与えるものであった。

商業については、スミスが言及している1667年の「関税法」が示すとおり、外国商品の輸入の禁止または制限、自国商品の保護を目指している。外国貿易会社についてみると、1664年に西インド会社、東インド会社、1669年に北方（バルチック）会社、1670年に地中海（レヴァント）会社などが成立されている。

最後に、コルベールが穀物の輸出禁止、国内輸送の制限を実施し、農業したがって耕作者に損害を与えたという非難は、重農学派の人々がコルベールに加えた最も厳しい非難の一つであった。しかし、コルベールは、無条件に穀物の移出・輸出を禁じたわけではなく、穀物が高価格の時には禁止、廉価な時にはそれを許そうとしたことは事実であった。

その他、土地台帳の改正、国内関税（通行税）の改廃、道路・運河の整備など、ルイ14世治下の莫大な戦費も宮廷の奢侈にもかかわらず、フランスをヨーロッパの最強国にのし上げ、歴大な富を蓄積したのであった。このように、これまで断片的に企図されていた諸計画を全面的に実施しようとしたところに、コルベールの時代がフランス重商主義の頂点といわれる理由があり、さらに、コルベルティズムが重商主義と同義と考えられることになった理由がある。

### 3. コルベール政策の基礎

コルベールは理論家ではなく、あくまでも実務家であった。彼の諸政策は、彼に先立って、フランスにおいて国富増進のために推進された種々の政策の総合であった。この点で、彼は決して革新の人ではなかった。ここで、その政策の基礎にある思想といっても、彼自身に一つのまとまった体系を期待することはできない。それは、コルベールに先立つ人々によって主張され、継承されて、当時弘通のものとなっていた考え方の、彼なりの撰取と、その断片的な表明とみるのが適切なのであろう。

コルベールには、ボダン、シュリー、リシュリユーなどのように独立の論著があるわけではない。コルベールの文書類が、ピエール・クレマンによって、「コルベール書簡、訓令および記録 (Lettres, Instruction et Mémoires de Colbert, publiés par Pierre Clement, 1859~1882)」として、8巻10部に編集・刊行されている。しかし、これは表題からも明らかのように、書簡、訓令集である。ただ、この全集は、クレマンによって問題別に各巻が編集されているので、ここでは、その中から主として次のものを参照する。

- ・第Ⅱ巻第1部「財政、課税、貨幣 (Tome II . Première Partie; Finances, Impôts, Monnaies)」
- ・第Ⅱ巻第2部「工業、商業 (Deuxième Partie; Industrie, Commerce)」

#### (1) 貴金属の蓄積政策

コルベールの国富増進政策は、フランス的には貴金属至上主義（クリソエドニズム）であり、貨幣の蓄積を中心として考えている。「財政が国の最も重要かつ本質的な政策であり」、そのためには「人民をしてより多くの租税を容易に支払いうるほど王国内に貨幣量を増加させる」必要があることが主張されている<sup>(14)</sup>。つまり、貨幣量の増大は財政の充実をもたらし、それがフランス王国の強大化に通じるというわけである。こうした考えは、しばしば引用されるコルベールの「国の偉大さと力の差をもたらすのは、国にある貨幣の豊富さにはかならない<sup>(15)</sup>」とか、「われわれが現金をふやせばふやすほど、国家の力、偉大さおよび豊かさを増加させる<sup>(16)</sup>」という言葉に集約されるもの

である。

このような考えに基づいて、コルベールは、第一に、金銀の国外への流出を防止し、第二に、外国からの金銀の流入を増大させようとする。第一の点については、直接的な体刑あるいは没収の手段によって、金銀（貨幣）の流出を防ごうとしたし<sup>(17)</sup>、第二の点については、商工業に対する有効な施策によって、その目的を達成しようとした。「商業、製造業、および家畜の増殖は、貨幣を引き寄せる唯一の方法である」というわけである。

## (2) 製造業<sup>(18)</sup>，商業の奨励

「製造業は王国の繁栄の豊かな源泉である」<sup>(19)</sup>というコルベールの考えには、それを育成することによって、これまでの外国商品の輸入を減退させ、貨幣の流出を防ぎうる、という点と、それによって自国商品の輸出を促進し、貨幣の流入を増加させうる、という二つの点が意図されていると理解できる。

第一の点は、しばしばコルベールの自給自足主義といわれているものである。従来、外国から買入れていたあらゆる商品を王国内で製造するということは、それだけ流入を減少させ、したがって貨幣の流出を防ぎうるから、自国にとって有利であり、たとえ自国においてそれらの商品が高価であろうと、また品質が劣悪であろうとも、そうすべきである<sup>(20)</sup>とするのがそのあらわれであるといえる。

しかしながら種々の特権の付与、外国原料の輸入関税の引き下げ、外国製造品の輸入関税の引き上げ、再輸出される輸入品の関税引き下げ、自国製品の輸出税の減免といった、16世紀後半以来議論されてきた諸政策の実施は、単なる自給主義を超え、より積極的な産業保護による国富増進政策としての意義をもっていた。金銀鉱山をもたないフランスにとって、もっぱら金銀の流出を防ぐということは、国富の増進をもたらすものではありえないからである。

## 第3章 思想としてのコルベルティスム

第2章においては、フランス重商主義の変遷のあらましを、まず政策体系という側面に力的をおいて、政治体制の変転、政治的・経済的利害の対立を背景とし、一般的には断片的なものから包括的なものに発展したことを述べた。この章では、この政策を遂行する場合の論拠となっている思想および理論としてのフランス重商主義のあらましを考察する。

### 1. クリソエドニスム

重商主義の一般的特質として、貨幣あるいは貴金属尊重観<sup>(21)</sup>があげられる。16, 17世紀のフランスの重商主義の文献（シュリー、モンクレティアン、リシュリュエ等の論稿）に出てくる諸々の言葉をみると、クリソエドニスム（貴金属至上主義）こそ国富についてもたらされた考えの中核であっ

たことがわかる。だからといって、それが、彼らが貨幣こそ富のすべてであると考えていたことを意味しない。「国家を富裕ならしめるのは、金銀の豊富、真珠、ダイヤモンドの分量にあるのではない。それは、生活に必要な物、衣料に適した物の便宜にあるのであって、それが多ければ多いほど、ますますいいのである<sup>22)</sup>」というように、少なくともその考えを文書に表わそうとするほどの人物は、決して「富＝貨幣」とは考えていなかったのである。しかし、先述のとおり事情から、何よりも貨幣あるいは貴金属の確保に傾かざるをえないのである。国家の強大に差をもたらすのは、貨幣の豊富さ以外にないと考えるようになってしまうのである。

16世紀および17世紀前半の「法令集」の中にしばしば登場する金・銀・鑄貨の国外への持ち出し禁止の法令は、まさしく重金主義（ブリオリスム Bullionisme）的なものであった。また、1610年代に多数でてくる貨幣鑄造の論議も、この関連からも注目すべきである。ただ、先述のように、イギリスの場合ならば貨幣の国外持ち出しの巧妙な脱法手段としての外国為替に対する対策が、フランスの場合はどうであったか、は明確ではない。問題にならなかったというわけではない。ラフーマの諸論稿の中で、「正当な為替と戻為替、不当な為替と戻為替」への言及がよく見られることがその好例であろう。

## 2. 貿易差額主義

とにかく、当時のフランスでは貨幣尊重論が支配的であった。金・銀鉱山をもたないフランスにとっては、「ペルー鉱山に匹敵する」と考えられていた農工業を通じて、金銀の獲得を目指した。こうした諸産業の保護育成政策が、フランス重商主義の政策的側面であることを前述のとおりである。そして、この政策の成果は、一応、「輸出＞輸入」＝貿易差額の超過→金銀の流入、というパターンによって判定される。金銀の流出を禁止し、個々の取引においてすべてその差額が自国に有利であるべきとするのが、取引差額あるいは貿易差額主義であるが、すべてについてそれが可能であったわけではなかった。なぜなら、こうした政策の強行は、外国貿易の発展を妨げるからである。実際に、こうした政策の変更の兆しが、16世紀末から17世紀初頭にかけてあらわれ始めた。リヨンにおける外国貿易、マユセイユにおけるレヴァント貿易が金銀の輸出と外国商品の輸入を招くという非難に対して、ラフーマとリシュリユーがとった態度が、その好例である。ラフーマが金銀輸出の自由を説いたのは、このリヨンの外国貿易を念頭においてのことであった。リシュリユーは、レヴァント貿易を、マルセイユからの金銀輸出→レヴァント商品の輸入→この商品のスペインへの再輸出→最初に輸出した金銀以上の金銀の流入、という図式を描いて肯定するのである。

これらは、17世紀初頭におけるフランスの輸出入のバランス論の芽生えといえるが、前述の J・エオン『誉えある商業、1646』において、明確に取り上げられた。彼はこの論稿の最初の4章において、オランダ、イングランド、スコットランド、アイルランド、ポルトガルとフランスの輸出入のバランスを、実際の統計に基づいて比較し、そのすべてがフランスにとって逆バランスであるとす



る。彼のねらいは、これによってフランス外国貿易の弱さを立証し、その再建の必要性を主張することにあつたわけだが、とにかく、ここではじめてフランスにおける輸出入の総バランス論の実証的な考察がまとまった形で出てきたことは注目に値するといえよう。

また、これは、同時代のイギリスにおいてT.マンが東インド貿易を弁護するために展開した貿易差額論の展開を想起させるものである。その後、17世紀末に至るまで、フランス重商主義は、産業の保護育成政策を基軸にして推進されたが、その根拠には「総輸出貿易>総輸入貿易」という一般貿易差額主義があつたのである。

なお、フランス重商主義においては早くから、国内原料品の輸出禁止、外国製造品の輸入禁止、ないしは高関税の負課などにより、国内産業を保護育成するのは、それによって自国に仕事を与え、無為徒食の浮浪者、乞人をなくすのに最も効果があるものだ、という見解、いわゆる「balance du emploi」の狙いがあつたことも付言しておく。16世紀後半期から17世紀初頭にかけてでてくる強制あるいは公共労働所 (ateliers public maisons publiques = work house) が、産業・保護育成政策の一環として考えられるのは、当然のことであつた。

### 3. 経済的自給主義

フランスはもともと天恵豊かな国であつて、すべてについて外国に頼る必要はないが、外国はフランスの生産物なしで済ますことができないのだ、という自負心は、16世紀のクロード・ド・セイセル『フランスの偉大な君主制 (Claude du Seyssel, La grande monarchie de France, 1519 et nouv, éd. 1961) から、18世紀のジャン・ル・ペルティエ』フランスにおける商業再建のための意見書 (Jean le Pelletier, Mémoires pour le rétablissement du commerce en France, 1701)」に至るまで、多くの文献において明言されているところである。そして、ここから外国生産物の輸入制限ないしは禁止の主張が出てくる。しかし、宗教戦争によって事情はまったく一変した。諸産業の衰退によって、現実には外国生産物の輸入と金銀の流出が、絶えず問題となった。したがって、経済の再建にあつて以上のような確信は、宗教戦争以前のフランスはそうであつたし、今はそうでなくても、依然としてその可能性は失っていない、したがってその可能性を十分に活用して自国産業を保護育成し、外国生産物の輸入を制限・禁止すべきであるという結論が出てくるのである。

### 4. 商業の自由の主張

絶対主義の経済政策および思想、あるいは理論が支配的であつてこの時期にも、経済活動の自由の主張が見られる。しかし、この時期に議論され、要求された自由を、一様に後のいわゆる「経済的自由」の主張の萌芽と見ることはできない。重商主義体制の枠内に滞り、結局はそれを肯定しつつ、それによって支えられている特権の行使の自由を主張するものと、重商主義の諸規制を排除するところに真の自由があるとする主張とは区別しなければならない。ここでいう自由というのは、この

後者の意味での自由である。この商業の自由の主張は、その論拠によっていくつかに分けられる。

- a. それぞれの国は、神慮に基づき、様々に異なる自然資源を賦与されている。いいかえれば、それぞれの国はすべて、その必要のすべてを自国内で満たしうるものではない。つまり、自給自足が可能な状態にはない。だから、各国は必然的に、経済的な相互依存関係に立たざるをえない、それが神慮なのだ、という見解がそれである。そこから各国相互間の交易の自由の必然性が導き出される。その後のフランスにおいて、この論拠から経済的自由が主張された。
- b. 上述のような基本的見解に立ちながらも、「合法的君主制」の必要に応じて、それが「神と自然の法」に反しない程度において、外国貿易の制限も許されると考えられていた。

ところで、各国民の間の自由な相互交通が、相互の友情を促進し、望ましい最善のものであるという見解は、当時一般に広く通用していた主張であった。そして、ここから、それがそのまま外国貿易の自由につながる、という解釈が出てきた。その好例は、モンクレティアン『政治経済論』における見解に対する解釈である。確かに、モンクレティアンには各国民の間の自由貿易は、相互の間に友情 (amitié) のきずなを強くするという論述がある。しかし彼にとって問題なのはフランスの現状が許すかどうかということであった。彼の認識では、フランスは各国の対フランス貿易に対して公正、自由な取り扱いをしているのに、各国はフランスに対して不平等な取り扱いをしているということであった。

もともとフランスは自給可能の国である。とすれば、こうした外国の不正に対し、報復的な取り扱いをするのが当然である、とするのが彼の主張の基本である。だから、普通にいわれているように、彼の重商主義的見解が出てくるのである。モンクレティアンの基本的見解は、フランスの「自給自足可能論」であって、「気候・風土論」ではない。本来「気候・風土論」からは、外国貿易の自由論・国際分業論が出てくるはずであるし、「自給自足可能論」からは、外国貿易の規制論が出てくるであろう。ただし、当時の「絶対主義的君主制」の肯定論と「気候・風土論」との関連は、後の「立憲君主制」の場合とは異った「歪み」をもってくるであろう。「気候・風土論」から、後に「国際分業の必然論」が生まれ、それは重商主義批判の理論になるはずだが、フランスでは、まだそこまで論じられていなかった。

## 5. 経済分析論の芽ばえ

コルベールの時代までのフランスを、同時期のイギリスと比較すると、経済分析論の芽生えは、はるかに劣っていたといえるであろう。その理由は、ほとんどの文書は実務家によるものにおいては官職保有者によるものであったという点であろう。しかし、この数少ない分析論の試みのなかで、すぐれたものが若干あることに注目する必要がある。

- a. 貨幣数量説の芽生え

これは、16世紀後半以降に問題となった物価騰貴の原因の考察にあたって、J. ボダン (Jean

Bodin) によって提起された論議である (と一般には考えられている)。これは J. シュムペーター (J.Schumpeter) によって、まだ Quantity theory ではなく Quantity theorem の域を出ないものであるとされているものだが、とにかく、その見解は、その後 (17, 18世紀を通じて) すでに理論的な分析道具として、フランスにも、イギリスにも定着し始めるものであった。

b. 価値論の芽生え

これも本来、物価騰貴 (貨幣価値の下落) の問題との関連で出てきたものである。それは、欲望 (あるいは効用) 論と労働論の2つに大別できるであろうが、17世紀フランスに出てきて約1世紀以上にわたって、フランスからは消えてしまった見解である。しばしばモンクレティアンの中に、「労働論」の芽生えがあるというような解釈があるが、これは過剰解釈である。「人間の幸福は、……主として富からなり、そして富は労働からなる」<sup>23</sup> という叙述だけでは、それが分析理論としてその体系の中に生かされるのでなければ、この叙述の指摘だけでは無意味である。

c. 重農主義の予告

前述のように、重商主義の貿易差額政策は、その政策の強行そのものの中に、それを無効にするという理論認識、貨幣数量説の帰結の芽生えがある。また、農産物とりわけ穀物の価格引き下げは、農民の所得を、したがって購買力を減退させ、ひいては商工業の不振を招くという主張や、外国商品への高関税は、国内の高価格と国内生産に対する国外需要を減退させ、結局、商工業の不振を招くという主張は、17世紀以降に現れる重商主義批判、つまり、F. ケネーら重農主義の出現を予告するものである。これらは、経済に内税するメカニズムの理論分析に基づくという点で、新しい意味をもつ。

(以上)

(注)

- (1) フランス重商主義の通史として次の文献が重要であろう。
  - (i) E. Levasseur, Histoire des classes ouvrières et de l'industrie en France avant 1789. 2 vol., 1900  
—Histoire du commerce de la France., vol. 1, Arthur Rousseau 1912
  - (ii) F.Karl Mann, Der Marschall Vauban und die Volkswirtschaftslehre des Absolutismus, Duncker & Humblot 1914
  - (iii) Paul Harsin, Les doctrines monétaires et financières en France du XVI<sup>e</sup> au XVIII<sup>e</sup> siècle, F. Alcan 1928.
  - (iv) Charles Woolsey Cole, French Mercantilist Doctorines before Colbert, R.R. Smith 1931.  
—Colbert and a Century of French Mercantilism, 2 vol., Columbia University Press 1939.  
—French Mercantilism 1683 ~ 1700, Columbia University Press 1943.
  - (v) E. Heckscher, Mercantilism. 2 vol., 1935. Revised ed. G. Allen & Unwin 1955.
- (2) Rene Gonnard, Histoire des doctrines économiques, nouvelle. ed. Librairie Generale de droit et de jurisprudence 1941.

- (3) この文献は注(1)の(iv)に挙げてある。
- (4) J. U. Nef, *Industry and Government in France and England, 1540 ~ 1640*. Cornell University Press 1964.
- (5) この点については、次の文献を参照。
- (i) G. Pagé, *La monarchie d'ancien régime en France* Colin, 1952.
  - (ii) H. Sée, A. Rébillon et E. Preclin, *LeXVI<sup>e</sup> siècle*, Presses universitaires de France 1950.
  - (iii) J. R. Major, *Representative Institutions in Renaissance France 1421 ~ 1559*, University of Wisconsin Press 1960.
  - (iv) F. Mauro, *Le XVI<sup>e</sup> siècle européen, aspects économiques*, Presses universitaires de France 1966.
- (6) 1558年1月, パリにおいて。1560年12月~1561年1月, オルレアンにおいて。1561年8月, ポントワーズにおいて。1575年7~8月, パリにおいて。1576年12月~1577年3月, ブロワにおいて。1588年10月~1589年1月, ブロワにおいて。1593年1~8月, パリにおいて。1596年11月~1597年1月, ルアンにおいて。
- (7) H. Hauser, *The Characteristic Features of French Economic History*, *The Economic History Review*, vol.4. 1932 ~ 1934. PP. 257-272.
- (8) Antoyne de Montchretiën, *Traicté de l'oeconomie politique, avec introduction et notes par Funck-Brentano*, E. Plon, Nourrit 1889. 第一篇「製造業について」, 第二篇「商業について」, 第三篇「海運について」, 第四篇「君主の主要な配慮について」, の四篇から成っている。
- (9) Jean Eon, *Le commerce honorable*, 1646. (ジャン・エオン『誉れある商業』)を参照。他に, Thomas le Fevre, *Discours sommaire de la navigation*, 1650. (トマス・フェヴル『海運概説』も参照。
- (10) Michel le Vassor, *Suspiros de la Francia Esclave qui aspire après la liberte*, 1689. (ル・ヴァッソール『自由を熱望する奴隷のようなフランスのため息』)を参照。これは, ルイ14世, コルベールに対して名指しで, その圧政を痛烈に批判したもので, 次の論稿と異なる。
- (i) Boisguibert, *Le detail de la France, ou traité de la cause de la diminution de ses biens et des moyens d'yremédier*, 1695. (ボワギューベール『フランス詳論』)と, 同じ著者で, *Factum de la France*, 1707. (『フランスの弁護』)
  - (ii) Vauban, *Project d'une Dixme royale*, 1707. (ヴァーバン『王国十分の一税案』)
- (11) この時期に, フランスにおけるジョン・ロー・システムに関して経済学史上興味あるフランスによる次の文献が現われた。
- (i) Melon, *Essai politique sur le commerce*, [s.1:s.n.] 1734. (ムロン『商業政策論』)。これは, ジョン・ロー・システムの弁護論である。
  - (ii) Dutot, *Reflexion politique sur les finances et le commerce*, 1736 ~ 1738. *Réflexions*. (デュトー『金銀および商業に関する政治的省察』)
  - (iii) Paris du Verney, *Examan du livre intituié "Reflexion politique sur les finances et le commerce"* La Haye 1740. (パリ・デュ・ヴェルネイ『財政および商業に関する政治的省察と題する著書の吟味』)。これは, 上の文献に対する反論の書である。
- こうした貨幣論争の時期は, まもなく重農主義を生み出す直前の時期でもあった。
- (12) アダム・スミス『諸国民の富』P. 436~437。
- (13) アダム・スミス, 同上書P. 71~72。
- (14) ビエル・クレマン『コルベールの書簡, 訓令および記録』第2部 P. 660。
- (15) 同上書, 第1部P.CCLXX。
- (16) 同上書, 第2部 P. 270。
- (17) 同上書, 第2部 P. 706。
- (18) 同上書, 第1部 P. 89。
- (19) 同上書, 第2部 P. 585。
- (20) 同上書, 第2部 P. 669。

- (21) ゴナールの見解では、Bullionisme（重金主義）と Chrysohédonisme（貴金属至上主義）は同じ意味で用いられるのではなく、前者は、実践的態度や政策を、後者は、信条や学説上の態度を示す、となっている。（Rene Gonnard, Histoire des doctores économiques, t. 1, 1953. P. 163）
- (22) モンクレティアン『政治経済論』P. 241。
- (23) 同上書, P. 99。

#### 参考文献

- (1) E.Heckscher, Mercantilism, English trans. 2 vols., G. Allen & Unwin 1935 Revised ed. 1954.
- (2) G. Schmoller, Der Mercantilismus in seiner historischen Bedeutung. Schmoller Jahrbuch, Bd. 8. 1884. Economic classics, Macomillan. 1896.
- (3) F. K. Mann, Der Marschall Vauban und die Volkswirtschaftslehre des Absolutismus, Duncker & Humblot 1914.
- (4) G. H. Mirabeau, Philosophie rurale, ou economie generale et politique de l'agriculture, Chez les Libraires associes 1763.
- (5) A. Oncken, Geschichte der National-ökonomie, C. L. Hirschfeld Bd. 1. 1922.
- (6) 小林昇, 『重商主義の経済理論』 東洋経済新報社, 1952。
- (7) 小林昇, 『重商主義解体期の研究』 未来社, 1955。
- (8) 吉田静一, 『フランス重商主義論』 未来社, 1962。